

Q : 14 “確率”の表示について

当社企画実施の「ホエールウォッチングと沖縄本島周遊3日間」というパンフレットにおいて、昨年の同時期（2か月間）におけるクジラをご覧いただいた確率を、ホエールウォッチングツアーの運行会社の実績が根拠である旨とともに「約95%」と表示しようとしたところ、冬場は悪天候のため、船がでられず、ツアーの4割が中止となっているという事実が判明しました。

運航された場合は、95%の確率でクジラを見られるとのことですが、表示上、問題ないでしょうか。

【パンフレット概要】

〇〇航空で行く

春満載！

ホエールウォッチングと

花咲き沖縄本島周遊 3日間

45,800円～85,800円

クジラをご覧いただいた確立

2011年2～3月

約95%

(運行会社△△実績による)

A :

不当表示に該当するおそれがあります。

- 1 流氷、鯨・イルカ等を見るための募集型企画旅行で、募集広告や説明書面（パンフレット）に「ツアータイトル」として「流氷見学ツアー」、「鯨・イルカウォッチングツアー」等として表示する場合、「流氷」にしる「鯨」にしる、全く見られる可能性がないにもかかわらず、あたかも見られる如く表示することはできません。また、過去の経験、客観的実績・統計から、実施・実現の可能性が高いとしても、自然現象や野生生物ですので、見られない場合がある旨の注記が必要です。

- 2 ホエールウォッチングのように海象などによってその実施が左右されるものであっても、事情を知らない一般消費者には予期することが困難と思われるものについては、より明りょうな打消し表示としての表示が必要となります。
- 3 また、冬場は海が荒れていることが多く、4割も欠航することは、一般消費者には予期することが困難ですので、その旨も明瞭に表示する必要があります。
- 4 クジラを見られた確率を強調表示するのであれば、運航される確率も反映させ、ツアーの実施予定日数に対する見られた確率とすべきであり、単に運航された場合の見られた確率のみを根拠とすることは、不当表示となる可能性があります。
本件の場合、確率を表示するのであれば、「クジラをご覧いただけた確率約60%」と表示するのが相当であると考えます。

◆強調表示の打消し表示について

【事務局長通達（平成21年9月4日）】

◆表示基準

【規約第5条（5）関係、規則第4条（8）イ】

◆不当表示

【規約第14条（1）関係、規則36条（1）】